

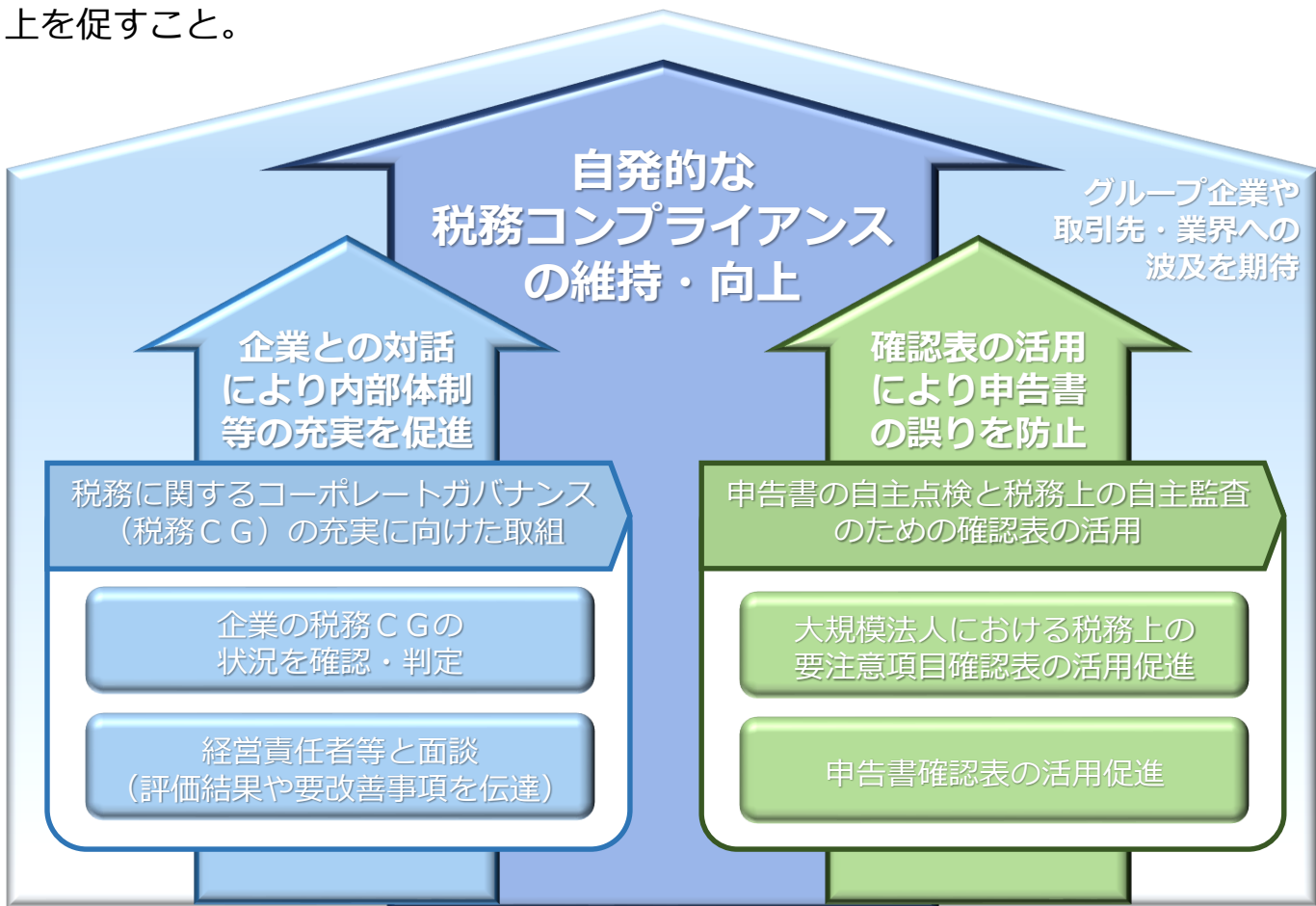
納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組 ～協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進～

国税庁では、税務調査以外にも様々な取組を実施し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図っています。

自発的な適正申告が期待できる大企業（調査課所管法人）に対しては、協力的手法（税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の充実にに向けた取組・申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表の活用）を通じて、税務コンプライアンスの維持・向上を促しています。

協力的手法とは

大企業との協働関係を築いた上で、自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を促すこと。



○税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の充実にに向けた取組
詳細は、国税庁ホームページの「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](#)」をご覧ください。



○申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表の活用
詳細は、国税庁ホームページの「[『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](#)」をご覧ください。



税務に関するコーポレートガバナンス

の充実に向けた取組

税務に関するコーポレートガバナンス（税務C G）とは

税務について**経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備**することをいいます。

企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務C Gを充実させていくことが重要かつ効果的です。

税務C Gの充実が期待される企業とは

金融商品取引法において内部統制報告書の提出義務がある**上場企業**や、会社法において**内部統制システムの整備が義務付けられている企業**は、コーポレートガバナンスの取組と同様に、税務C Gの充実が期待される企業と考えられます。

また、上記以外の企業であっても、売上金額、従業員数、事業所数、関係会社数等の**事業規模が一定程度ある場合**には、税務C Gの充実を通じて税務コンプライアンスの維持・向上を図ることが効果的であると考えられます。

取組の現状及び今後の方向性

特官所掌法人に対する取組

調査部特別国税調査官所掌法人（特官所掌法人）に対する税務調査の機会に企業の税務C Gの状況を確認・判定するとともに、国税局調査部長等が企業の経営責任者等と面談し、**評価結果の伝達（評価結果の根拠も含む。）**や**要改善事項等に対する意見交換**を行っています。

→令和5事務年度の実施状況は次ページをご参照ください。

特官所掌法人以外の法人に対する試行

特官所掌法人以外の一部の法人を対象に、税務C Gの状況を確認等するとともに、経営責任者等との面談や要改善事項等に対する意見交換を行うことによる**税務C Gの充実に向けた取組を試行**しています。

本試行を通じて、税務C Gのより一層の充実に向けた今後の取組の方向性について検討しています。

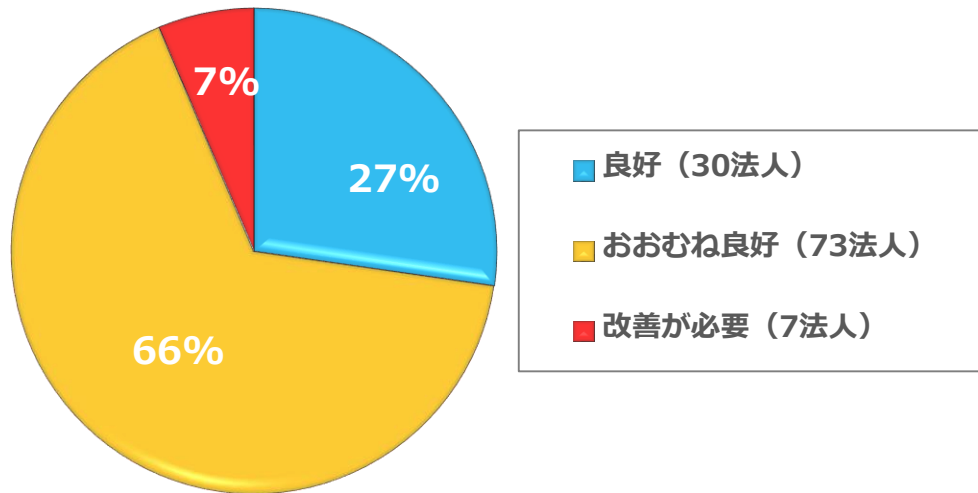
東京国税局における試行的取組

税務C Gの充実に向けた取組の一環として、令和5年10月から、東京国税局の調査部特官所掌法人を対象に、新規性の高い形態の取引について、税務上の取扱いを早期に回答し、税務リスクを低減させていく取組（J-CAP（Compliance Assurance Program of Japan））を試行的に開始しています。

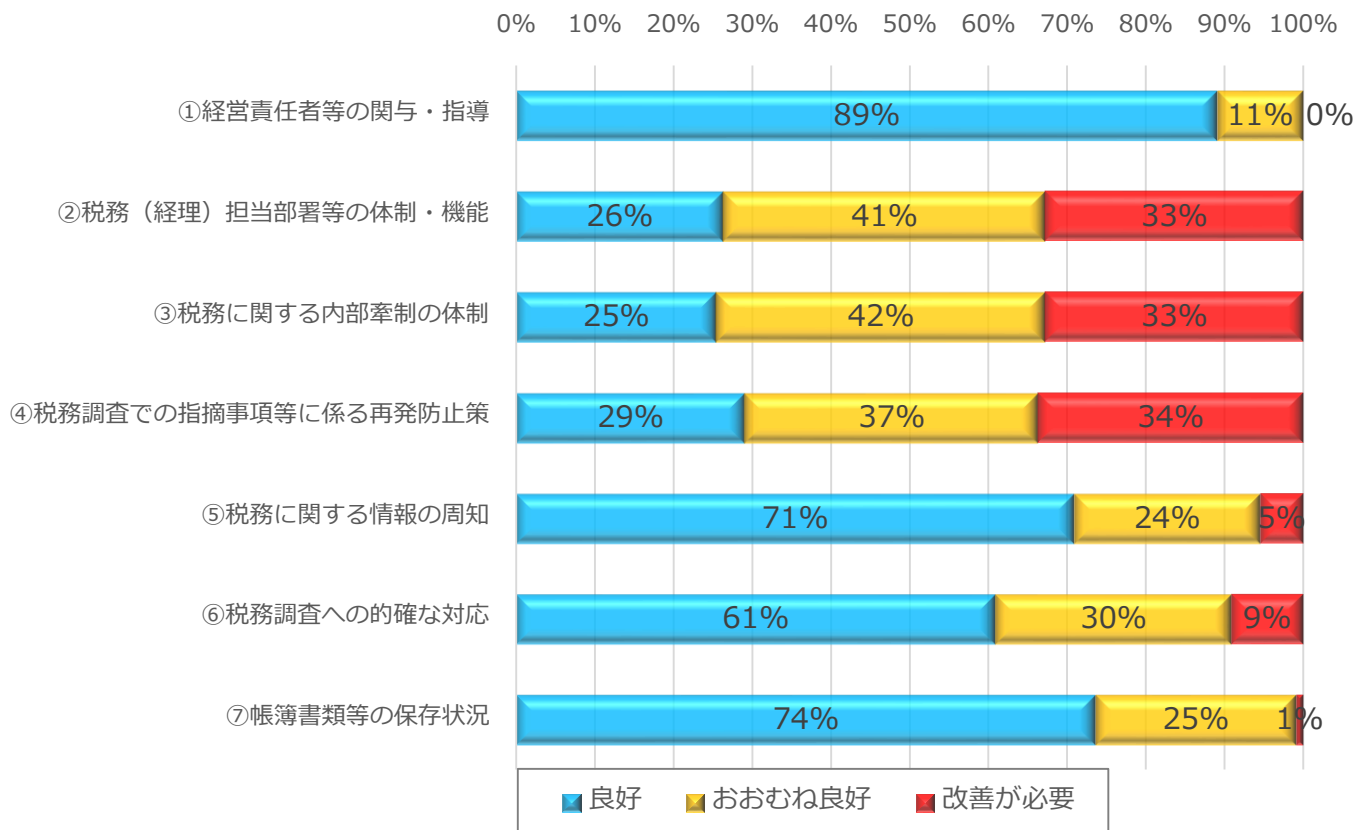
令和 5 事務年度の実施状況

令和 5 事務年度の特官所掌法人の税務調査において、110法人の税務CGの状況の確認・判定を行いました。

令和 5 事務年度における（総合）評価結果の内訳



令和 5 事務年度における評価結果の確認項目別の内訳



令和5事務年度の実施状況～ポイント解説～

(総合) 評価結果

評価の構成比は、直近2事務年度と同様の傾向でしたが、「良好」割合が高く、「改善が必要」な割合が低くなっています。

各確認項目別 (特に「良好」割合が高い項目は青下線、低い項目は赤下線)

① 経営責任者等の関与・指導

「良好」割合は約9割と、直近2事務年度(約7.5割)と比べて高くなっています。

税務CG充実の重要性をご理解いただき、経営責任者等の積極的な関与や社内外への情報発信等をいただいている法人が多く見受けられました。

② 税務(経理)担当部署等の体制・機能

直近2事務年度と同様、「良好」割合は約3割となっています。

会計・税務処理手続の明確化や経理処理のチェック体制整備による税務処理誤りの防止策等は講じていただいているものの、運用面では更なる徹底や見直しが必要な法人が一定数見受けられました。

③ 税務に関する内部牽制の体制

「良好」割合は約2.5割と、直近2事務年度(約2割)と比べて高くなっています。

税務(経理)担当部署と各事業部署との間における税務上の処理に関する情報の連絡・相談体制等が形式的には一定程度整備いただいている一方、運用面では更なる徹底や見直しが必要な法人が一定数見受けられました。

④ 税務調査での指摘事項等に係る再発防止策

「良好」割合は約3割と、前事務年度(約2割)と比べて高くなっていますが、「改善が必要」な割合は横ばいとなっています。

再発防止策を策定していない、あるいは、再発防止策を講じているものの、十分に機能しているとは言い難い法人が一定数見受けられました。

⑤ 税務に関する情報の周知

「良好」割合は約7割と、直近2事務年度(約6割)と比べて高くなっており、「改善が必要」な割合は約0.5割と、直近2事務年度(約1割)と比べて低くなっています。

⑥ 税務調査への的確な対応、⑦ 帳簿書類等の保存状況

「良好」割合について、「⑥税務調査への的確な対応」は約6割と、前事務年度(約5割)と比べて高くなっており、「⑦帳簿書類等の保存状況」は約7割と、前事務年度と同様になっています。

税務調査時の対応や帳簿書類等の保存状況は、自発的な適正申告に向けた体制・環境等構築の観点から重要な要素と考えており、いずれも一層の充実が期待されます。

再発防止に向けた取組事例

税務C Gの充実にに向けた取組（特官所掌法人に対する取組）をより一層促進させる観点から、税務調査で指摘した誤りについて、同様の誤りが生じないようにするため、再発防止策の策定・運用を促す取組（**再発防止促進プログラム**）を実施しています。

次の事例は、**再発防止促進プログラム**で把握した取組事例の一例です。

【取組事例①】

指摘事項：貯蔵品計上漏れ等

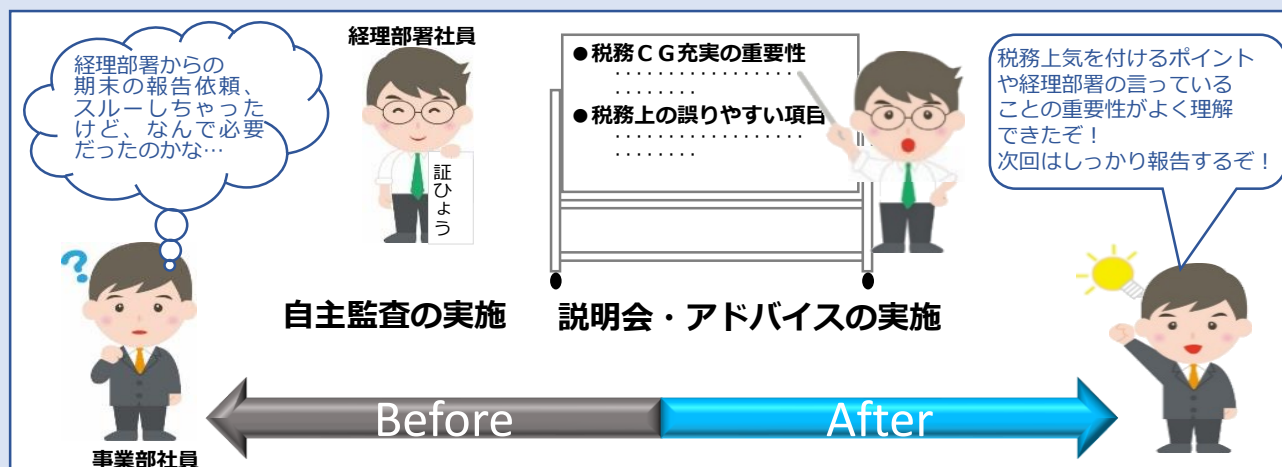
貯蔵品計上漏れをはじめとする「経費の過大計上（資産計上漏れ）」の誤りを過年度の税務調査において指摘されたため、**経理部署が各事業部に対し**、決算期末において未使用の物品等がある際は報告するよう**注意喚起**していた。

しかし、直近の税務調査においても**各事業部からの報告漏れによる同様の誤り等が指摘**された。

【再発防止策】

全事業部署向け説明会を開催し、国税庁公表資料等を用いて税務C G充実の重要性を共有した。

そのうえで、**経理部署が事業部に対し**、決算期末における未使用の物品の管理状況等に係る**ヒアリング・サンプルチェック**を行い、「**大規模法人における税務上の要注意項目確認表**」（最終ページ参照）の**確認項目が適切に処理されているかの自主監査**や税務上の誤りやすい項目の**アドバイス**を実施した。



再発防止に向けた取組事例

【取組事例②】

指摘事項：消費税課否判定誤り等

事業部署の消費税に関する知識不足に起因した課否判定誤り等が税務調査において指摘された。

【再発防止策】

消費税の適正な処理方法を事業部社員に浸透させるため、「**大規模法人における税務上の要注意項目確認表**」（最終ページ参照）の**確認項目を活用した勉強会を実施**するとともに、申告調整が必要な項目を確認する際に自社独自で作成・使用している**チェックシートに消費税の確認項目を追加**することで、チェック体制を強化した。

【取組事例③】

指摘事項：委託費過大等

会計・税務に関する社内規程は、適時見直しを行っているが、税務調査で社内規程に則らない検収行為に基づいた委託費の過大計上等が指摘された。

【再発防止策】

トップマネジメント（代表取締役社長）の指示に基づき、**会計システムを以下のとおり仕様変更**した。

- ・ 事業部署社員が会計システムに入力する際、入力画面に**検収が完了したことを確認するチェックボックスの追加**や検収の確認を促す**注意メッセージを表示**
- ・ 検収承認者の検収確認漏れを防止するため、**承認依頼メールに注意喚起文を自動入力**



申告書の自主点検と税務上の自主監査

のための確認表の活用

申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表とは

- 申告書の自主点検（**申告書提出直前の最終チェック用**）を行うための確認表として、「**申告書確認表**」をご提供しています。
- 税務上の自主監査（**申告書作成前の税務・決算処理の確認用**）を行うための確認表として、「**大規模法人における税務上の要注意項目確認表**」をご提供しています。

大規模法人における税務上の要注意項目確認表

| 項目 | 確認内容 | 解説 | 主な参考法令等 | 確認結果 |
|----|------|--|---|-----------------------------------|
| 収益 | 2 | 収益の計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上している収益はありませんか。 | 権利資産の販売に係る収益の額は、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に計上します。この引渡しの日は、転讓をされた日、転讓をされた日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日等（注） | 法第22条の2 法第20-1-2 法第20-1-2の7 |

申告書確認表の確認項目と申告書別表の対応関係が**ビジュアル的に把握可能な吹き出し別表**もご提供しております。

申告書確認表（内国法人用）

| 項目 | 確認内容 | 確認結果 | |
|---|------|---|-----------------|
| 特定外国関係会社、対外関係会社、部分対外関係会社、外国関係会社等を含む、に係る原税対象金額等の計算 | 18 | 租税負担割合が30%未満である外国関係会社（特定外国関係会社を除きます。）又は租税負担割合が30%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか（合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。 | ○適 □否 □不明 |

【No.29】24欄の金額は、税引後の金額としていますか。また、24欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

【No.27】国外事業所等を通じて事業

※ 「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は例年2月頃に税制改正等に対応した改訂版を掲載しています。

- ◎ 「申告書確認表」等の活用状況及び「会社事業概況書（1.総括表）」への記載（お願い）
 - 平成27年のご提供開始以降、**活用法人数は年々増加**しており、現在は約1.3万社にご活用いただいております（ご提出済みの「会社事業概況書（1.総括表）」より集計）。
 - 活用状況を正確に把握するため、直接的・間接的にかかわらず、上記確認表に記載の確認項目をご活用の際は、「**会社事業概況書（1.総括表）**」への記載をお願いいたします。

⑩ 申告書確認表等の活用状況（自社で作成しているチェックシートに盛り込む等、間接的に活用する場合を含みます。）

申告書確認表※の活用の有無
(1有、2一部有、3無)

大規模法人における税務上の要注意項目
確認表※の活用の有無(1有、2一部有、3無)

申告内容の誤りが多い事例

- 「調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例」を公表しています。

調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例

本資料は、調査課所管法人における法人税申告書の申告集計し、誤りが多い順番にその状況を取りまとめたもの。これらの誤りについては、国税庁ホームページに掲載用いただくことにより、未然に防止することが可能とな

① 外国税額の控除等に関する誤り（別表六(二)等）

- ・ 別表六(二)の「その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額」欄の金額が、税引後の金額になっていなかった。 → [申告書確認表のNo.29 参照](#)
- ・ 外国法人税に該当しない税を記載していた。 → [申告書確認表のNo.32 参照](#)
- ・ 別表六(四)の8欄（納付外国法人税額の税率）が、租税条約の限度税率を超えていた。 → [申告書確認表のNo.35 参照](#)

- これらの誤りについては、上記「**申告書確認表**」をご活用いただくことにより、**未然に防止することが可能**となっています。

○調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例

詳細は、国税庁ホームページの「[調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例](#)」をご覧ください。